

～ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金のご案内～

令和4年12月17日から令和4年12月25日までの積雪によって被害を受けた農業者に対して、ビニールハウスや果樹棚の早期復旧及び産地の維持を図るため、再建に係る資材購入費の一部を補助します。

交付対象者となる生産者

要件① 市内に居住し、市内の自己所有農地又は利用権設定を行っている農地において、現に農業経営を行っている者で、ビニールハウス・果樹棚を再建し、今後も継続して農産物を出荷・販売しようとする者

要件② 個人にあつては、世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等を完納し、法人にあつては当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納している者

事業の内容

令和4年12月17日から12月25日までの積雪によって被害を受けたビニールハウス・果樹棚の再建に係る資材の購入費用の一部を補助します。

- 1 栽培用ハウス復旧事業
ハウスの復旧に要した資材費を補助します。
- 2 果樹棚(ぶどう、梨など)復旧事業
果樹棚の復旧に要した資材費を補助します。

補助金額・補助要件等

- 1 栽培用ハウス復旧事業
 - 補助金額: 対象経費の10分の2以内
 - 主な補助要件: ①被害を受ける前の施設と同程度の施設の復旧まで
②農作物の栽培用ハウスに限る
③雪害対策として有効な補強を行うこと※裏面参照
- 2 果樹棚復旧事業
 - 補助金額: 対象経費の10分の3以内
 - 主な補助要件: ①被害を受ける前の施設と同程度の施設の復旧まで
②雪害対策として有効な補強を行うこと

※補助上限額: 100万円

※補助対象経費が5万円を超えること

提出書類(申請時)

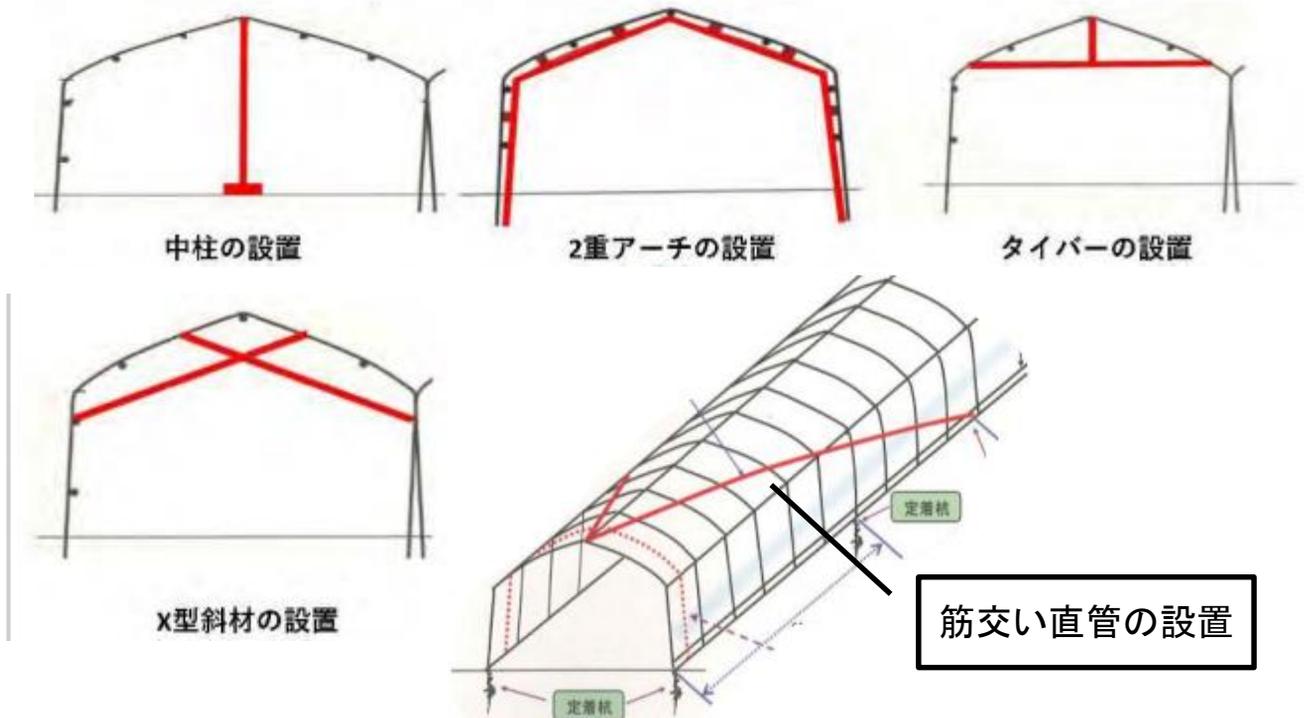
- (1) 三次市ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 積雪による被災状況が分かる写真又は被害を受けたことを証するもの(被災証明書等)
- (3) 事業実施位置図
- (4) 営農計画書の写し又は農地の地名、地番、面積及び作物が確認できる書類
- (5) 見積書等補助対象経費を確認できる資料
- (6) 雪害対策として有効な補強を行ったことが確認できる資料(栽培用ハウス復旧事業)
- (7) 個人情報閲覧に関する同意書

※申請書提出期限 令和5年10月31日(火)まで

栽培用ハウスの補強対策について

栽培用ハウス復旧事業を申請する場合は、ハウスの強度を向上させる、雪害対策に有効な補強を行い、事業計画書内の「1 雪害への今後の対応策」にご記入ください。

補強の例



※出典：農林水産省「令和2年から3年までの冬期の大雪に係る支援対策のポイント」
一般社団法人「平成26年2月の大雪被害における施設園芸の被害要因と対策指針」

そのほか、ハウスの補強対策についての詳細は、農林水産省HP「施設園芸の台風、大雪等被害防止と早期復旧対策」を参考にしてください。

URL：<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html>

農業共済への加入について

農業共済は、自然災害等により作物・家畜・園芸施設に損害が生じた場合に、共済金が支払われる公的な保険制度です。

今後も、これまでに例をみない自然災害が発生することが考えられます。そのような災害に対し、農業者の皆様自身で備えることが重要となっています。

営農を継続していく中で、様々なリスクを減らすために農業共済への加入をご検討ください。

詳しいことは、NOSAI広島へお問い合わせください。

——問い合わせ先——

NOSAI広島 三次支所

所在地：三次市和知町360-5

☎：0824-66-3111 FAX：0824-66-3130

問い合わせ先及び提出先

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市役所 産業振興部 農政課 農林振興係

☎：0824-62-6164 FAX：0824-64-0172

